

令和4年3月栄町教育委員会会議定例会議事録

期日 令和4年3月23日（水）開会：午後2時 閉会：午後3時43分

会場 栄町役場2階第4会議室

教育長及び出席委員

教 育 長	藤 ヶ 崎 功
委 員(教育長職務代理者)	中 島 宣 行
委 員	大 久 保 雅 從
委 員	石 川 京 子
委 員	濱 田 香 奈

欠席委員 なし

説明のため出席した職員

教育総務課長	磯 岡 和 之
学校教育課長	鳥 羽 英 之
生涯学習課長	稲 葉 彰 司
学校給食センター施設長	由 井 茂

職務のため出席した職員

教育総務課長補佐（書記、議事録）	大 木 正 義
------------------	---------

傍聴人：1人

1 教育長開会宣言

2 議事の進行 中島 宣行委員（教育長職務代理者）

3 署名委員の指名 大久保 雅從委員

4 会期 本日1日限り

5 教育委員の活動報告

令和4年3月「教育委員の活動報告」

月	日	曜	場所	活動名	内 容
2	28	月	役場	会議	政策会議に参加しました。
3	1	火	議場	町議会	令和4年第一回町議会が開会しました。
			各学校	校長会議	オンラインにて校長会議を開催しました。
	2	水	役場	校長面接	人事評価にかかる面接を行いました。
	4	金	役場	町議会	予算に関する町議会全体質疑に参加しました。
	8	火	各学校	教頭会議	オンラインにて教頭会議を開催しました。
	9	水	役場	回答	町校長会からの次年度予算要望書にかかる回答をしました。
	10	木	議場	町議会	一般質問:高萩議員, 大塚議員, 岡本議員, 大野信正議員
	11	金	議場	町議会	議案の議決がなされ, 閉会しました。
	15	火	役場	会議	教育委員会内課長会議に参加しました。
			役場	内示	県費負担教職員の年度末人事異動内示を行いました。
	18	金	町長室	会議	大多喜町教育長が来庁しました。
	22	火	役場	会議	臨時課長会議が開催され内示がありました。
				表彰式	勤続30周年表彰式に参加しました。
	23	水	町長室	授与式	設立25周年を迎えられた町ライオンズクラブの皆さんが来庁され, 周年行事の記念として, 各学校図書館への図書費を寄贈いただきました。
			役場	定例会	教育委員会会議を開催します。(議案 13 件)

藤ヶ崎教育長：

今年に入ってから町の市内学校感染者はクラスターに届きそうなびっくりする人数でして、ようやく先週半ばから新規感染者が減少に転じてきています。そのようなコロナ禍での議案多数ですので、簡単にご報告いたします。

1日、町議会が開会しました。そして、午後、オンラインにて校長会議を開催しました。特に、児童生徒並びに教職員の感染予防の徹底について話しました。

2日、校長先生の人事評価面接を行いました。概ね、年度当初の目標を達成してくれていました。

4日、新年度予算案に対する町議会の全体協議に参加しました。

8日、教頭会議をオンラインにて開催しました。コロナ感染拡大の中、卒業式当日、校長先生が発熱で出勤できない想定をしておくように指導したところです。そして、校長先生の補佐役としての1年間の激務を労ったところです。

9日、町校長会からの令和4年度予算への要望が上がっていましたので、議会での議決を前提とし、その回答をいたしました。

10日、一般質問がありました。鳥羽学校教育課長が3名の議員さんの通告に基づいた質問への答弁をしました。翌日の最終日には、提出議案が全て通りました。また、全議員発議による「ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議」も全会一致で決議されたことを申し添えます。

15日、令和3年度末人事異動にかかる県費負担教職員の内示を行いました。

記載はしていませんが、21日春分の日、千葉日報にて『児童生徒プレッシャーに？』栄町の学校給食『完食賞』という問題視する記事が掲載されました。後ほど担当から報告がありますことを申し添えます。そして、もう一枚。毎日新聞の令和4年3月16日の記事を机上に置かせていただきました。おかわりの後で給食アレルギー死亡事故から10年、「完食記録のために」という、ちょうど栄町の千葉日報と前後して同じような記事がありましたので皆様にもお配りしたところであります。

続きまして22日、千葉県町村会表彰、印旛郡町村会表彰にかかる式典に参加しました。14名の皆さんの中に、大木正義課長補佐も表彰されておりましたことを申し添えます。おめでとうございます。

そして、本日午前、「栄町ライオンズクラブ」の大久保委員を含めた5名の方が来庁され、「チャーターナイト25周年記念事業学校図書費代」として、26代会長の大野徹夫議員から町長へ寄付金が手渡されました。各学校図書館へは10万円ずつ「ライオンズ寄贈本」として配架されることになりましたので、ご紹介いたします。子供たちに代わって御礼を申し上げます。ありがとうございました。

最後になりますが、町内小中学校の卒業式が12日、18日と挙行され、校長先生から子供たちへと卒業証書が授与されたと報告を受け、安心しております。

学校から報告代わりの葉が届いており、安食小の葉には、卒業生名簿欄に濱田委員の娘さん「濱田実憂(みゆ)さん」のお名前も掲載されておりました。ご卒業おめでと

うございます。

それでは本日、継続審議を含めて議案14件となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

大久保委員：

今教育長からもありましたけれども、ライオンズクラブの関係で、ライオンズクラブの中で子供たちに何かできないかな、ということで自然と声が上がって、特にコロナ禍で本が一番いいだろうということで、寄贈させていただきました。大人も子供たちみんなに笑顔になってもらいたいというのが一番ですので、こちらこそ本当にありがとうございました。以上でございます。

石川委員：

3月19日、令和3年度竜角寺台小学校地域学校協働本部総会に参加しました。各応援隊の活動報告、それから令和4年度の事業報告の説明に続いて、令和4年度竜角寺台地区地域新規コーディネーターについて提案がなされまして、承認されました。

次年度はさらに活発な活動が展開されるように協力してまいります。以上です。

濱田委員：

3月18日、子供の卒業式に参列してまいりました。ご家庭の事情によって出席できなかった先生や児童はタブレットを活用しリモートで参加していました。証書を受け取ったあとは、一人一人中学校へ向けて入学してからの目標をみんなの前で堂々と発表していました。今年度もコロナの影響で、例年通りの活動ができず、急な予定変更等もありましたが、卒業生、在校生の合唱、呼びかけ、また、修学旅行や校外学習なども含め、全てを中止にしてしまうのではなく、できることをできる範囲で企画をしてくださり、先生方のおかげで、卒業生にとってとてもよい思い出になったと思います。ありがとうございました。以上です。

中島委員：

それでは、私の方からは特にございません。これで経過報告を終わります。

6 案 件

議案第1号 栄町教育委員会の教育機関に勤務する職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

磯岡教育総務課長：

議案第1号、栄町教育委員会の教育機関に勤務する職員の勤務時間等に関する規則

の一部を改正する規則について、提案理由を申し上げます。

栄町教育委員会の教育機関に勤務する職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則について、栄町教育委員会行政組織規則第7条第2号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。概要につきましては、生涯学習課長より説明を申し上げます。

稲葉生涯学習課長：

それでは、議案第1号の内容についてですが、教育委員会の教育機関に勤務する職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則ですが、昨年12月22日開催の教育委員会定例会で、ふれあいプラザさかえの夜間管理業務について4月から会計年度任用職員で対応することが、町政策会議で決定された旨をご報告いたしましたが、それに伴う、ふれあいプラザさかえに勤務する職員の勤務時間を改めたものです。

資料の方の新旧対照表をご覧ください。

旧の第4条で、A勤務とB勤務という形で規定していましたが、B勤務、夜の部分を削除し、午前8時30分から午後5時15分までの勤務のみに改めたものです。

なお、この規則は、令和4年4月1日から施行するものでございます。簡単な説明でございますが、よろしくご審議ください。

《審議結果》

承認

議案第2号 栄町学校給食センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

鳥羽学校教育課長：

それでは議案第2号、栄町学校給食センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、提案理由及び内容についてご説明いたします。まず提案理由ですが、先日書面開催にて行われました、給食センター運営協議会の答申を受け、栄町教育委員会行政組織規則第7条第2号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

次に内容についてです。概要資料をご覧ください。

改正理由としては、栄町学校給食センターの管理運営に関する規則について、学校給食費としていたものを給食費負担金と改め、給食費負担金の納付方法について変更するとともに、1食当たりの給食費や給食費負担金を減免等する場合の金額について明示し、加えて文言等の修正を行うものです。改正内容として、第5条の給食費負担金について、旧規則中の「学校給食費」について、栄町学校給食センターの管理運営に関する条例中の第11条に合わせ、「給食費負担金」とします。第7条・第9条の給

食費負担金の1食当たりの基準単価及び月額について、旧規則第7条に示す給食費負担金について、別表にて定めるものとするとともに、同9条に示す給食費負担金の減免について、その具体的な額について別表にて示すものとします。

第8条の給食費の納付方法の変更について、旧規則において、「(1) 4月分から7月分までの学校給食費、それぞれの月の翌月の10日 (2) 9月分から翌年の3月分までの学校給食費、それぞれの月の当該月の10日」としていたものを、「(1) 4月分及び5月分の給食費負担金、6月末 (2) 6月分及び7月分の給食費負担金、それぞれの月の翌月の末日、(3) 9月分から翌年の3月分までの給食費負担金、それぞれの月の当該月の末日」とします。これは年度始めの給食費の確認作業や第3子以降の給食費の無償化により、年度始めの業務が繁雑となったため、4月分及び5月分の給食費負担金について「6月末」の納付、6・7月分については「その翌月の末日」、9月分から翌年の3月分までについては「それぞれの月の当該月の末日」とするもので、一般的な給料日である、毎月25日に近い日とすることとし、より未納がないように対応するものというように考えております。

第5条の第3号様式の変更について、旧様式となっているものを、新様式に修正をします。

施行日は令和4年4月1日とします。参考として、財政への影響はありません。詳細については、お手元の新旧対照表をご確認願います。

以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

《審議結果》

承 認

議案第3号 給食費負担金徴収事務取扱要綱の一部改正について

鳥羽学校教育課長：

議案第3号、給食費負担金徴収事務取扱要綱の一部改正について、提案理由及び内容についてご説明させていただきます。議案第2号と同様、先日書面開催にて行われました、給食センター運営協議会の答申を受け、栄町教育委員会行政組織規則第7条第2号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

次に内容についてです。概要資料をご覧ください。

改正理由として、給食費負担金徴収事務取扱要綱について、改正する予定の「栄町学校給食センターの管理運営に関する規則」に沿った文言等の修正を行うとともに、振替不能分の扱い、催告、納付指導、不納欠損の適正な方法等について明示することにより給食費の滞納者に対して、より適正な対応を実施することができるようにするものです。

改正内容としては、要綱名を「学校給食費徴収事務取扱要綱」としていたものを「栄

町給食費負担金徴収事務取扱要綱」に変更します。これは、栄町学校給食センターの管理運営に関する条例第11条で「給食費負担金を」と規定されているため変更します。

第2条の給食センターの長について、「栄町学校給食センター所長」を「学校教育課長」へ変更します。これは、センター所長は学校教育課長が兼務しているため、上席扱いとなる「学校教育課長」へ変更します。

第3条滞納者として、給食費負担金を納入しない保護者を「滞納者」と指定します。

第4条催告として、催告をしない滞納者の具体的なものを示します。

第5条納付指導として、旧要綱においては、「訪問による納付交渉」としていましたが、より適切に実施するために、「催告」をしてもなお、支払いを行わない滞納者に対して、「納付指導等」を行うものとし、その方法について示すものとします。

第7条最終催告として、第4条の「催告」後、第5条の「納付指導」と第6条の「分割納付」をしてもなお、支払いを行わない滞納者に対して、「最終催告」を行うものとし、その方法について示すものとします。

第8条強制執行として、第7条の「最終催告」をしてもなお、支払いを行わない滞納者に対して、「強制執行」を行うものとし、その方法について示すものとします。

第9条不納欠損として、滞納者が以下のいずれかに該当するため滞納している給食費負担金を徴収することが不能と認めた場合は、当該債権について不納欠損処分の対象者とし、当該滞納者に係る給食費負担金の滞納額を確定するものと規定します。また、不納欠損処分を行う場合には、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づく議決を得て、行うものとします。ただし、地方自治法施行令第171条の7の規定により給食費負担金を免除した場合を除くものとし、その場合、規定に該当する事項を証するための必要書類等を示すものとします。

その他、第2条、第3条、第4条、第6条、について、必要に応じた文言の修正を行います。施行日は、令和4年4月1日とします。参考として、財政への影響はありません。詳細は、お手元の新旧対照表をご確認願います。

以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

石川委員：

お伺いします。第5条の「訪問による納付交渉」というのが、「納付指導等」になりましたよね。滞納整理表という新しい様式ができて、ということなんですけれども、となると職員の方が今までやっていた、「訪問による納付の指導」というのは、もう無くて済むという訳ですか。

鳥羽学校教育課長：

それも含めて、「納付指導等」ということになると思います。具体的にそのやり方については、また今後マニュアル等も作ると思うんですけども、とりあえず「納付指導

等」を行って、その上で来庁してお金を支払いたいという方には、そのような対応をする場合もあります。

石川委員：

ありがとうございます。

《審議結果》

承認

議案第4号 令和4年度栄町学校教育プラン（案）について

鳥羽学校教育課長：

議案第4号、令和4年度栄町学校教育プラン（案）について、提案理由と内容についてご説明します。

まず提案理由ですが、栄町教育委員会行政組織規則第7条第1号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

次に内容についてです。学校教育グランドデザインをご覧ください。

学校教育方針を、「創意と活力のある教育活動の中で、基礎・基本の確実な習得及び思考力・判断力・表現力の育成、学びに向かう意欲や態度の育成をとおして、個性を活かすきめ細かな学校教育を推進します。」とします。「身につけさせる学力」として、「基礎・基本の確実な定着」「思考力・判断力・表現力の育成」「学習意欲・習慣の向上」を主な柱として、「1 夢に挑戦する子供の育成」「2 保護者、地域から信頼される安全で安心な学校づくりの推進」「3 保護者、地域の期待に応えられる教職員の育成」「4 地域全体での子供たちの育成」「5 持続可能な社会の担い手を育む教育の推進」これらをとおして、夢に向かって挑戦する栄っ子を育成していくこととします。具体的な内容については1ページからとなります。昨年度と変更した5点についてご説明します。

1点目、2ページスクールバス運行の安全確保です。令和4年度からスクールバスの運行委託先の変更を行いました。新しい委託先との連携を密にし、これまで通りスクールバス運行の安全確保を行います。

2点目、同じく2ページ学校評議員制度については、令和5年度からの地域学校協働活動・コミュニティスクールの実施に向け、発展的に解消していくこととします。

3点目、14ページ学校図書館司書の配置の中、地域との協働を目指し、町派遣司書の勤務のない日にボランティアを募るなど、活性化を図ることとします。これは、8ページの令和3年度文部科学省指定「学校図書館活性化事業」の共有化を図る取り組みの一つと考えています。

4点目、23ページ栄町ながら見守り隊の取り組みについてです。これは昨年度1

2月から実施している取り組みで、地域の方に児童生徒の登下校の時間帯に合わせて、外に出て、花に水やりをしたり、犬の散歩をしたりしながら児童生徒の見守り活動を実施していただくようお願いする「ながら見守り」を、「栄町ながら見守り隊」としてメールシステムを活用し、地域ぐるみの防犯対策を実施していくものです。

最後は、30ページからの「5 持続可能な社会の担い手を育む教育の推進」です。町でも、SDGsに対する取り組みが進められており、学校教育の中でもこれを意識した取り組みが必要となることから設けたものです。これからの方向性として、持続可能な社会の担い手を育むため、学校教育活動全体を通じて、持続可能な開発のための教育を推進していくものとします。

別冊の「栄町学校教育指導の充実」については、本プランの具体的取り組みとなっていることから、説明は省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、議案第4号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

大久保委員：

23ページの見守り隊って非常によいのですけれども、登録というのは簡単にできるんですか。自分で。

鳥羽学校教育課長：

学校でも使っているマチコミというメールシステムを活用して登録をお願いしています。12月の広報にも載せさせていただきまして、この4月1日の広報にも載せさせていただいて、そのQRコードを読み込んでいただくと、栄町学校教育課のホームページに飛んで、その見守り隊の説明と登録の仕方のところに飛びますので、ぜひご覧になっていただけたらと思います。

大久保委員：

はい、わかりました。ありがとうございます。以上です。

中島委員：

もう何人か登録はあるのですか。

鳥羽学校教育課長：

だいたい70名ほど、現在、登録していただいております。ただ、色々ご紹介はしているんですけども、特に隊としての活動というのはありません。今言ったように、個人的に水やりをしながら子供たちをみていただくとか、そういうことの中で、「もし不審者がいた場合はすぐに警察とか教育委員会に連絡してください。」というようなお願いをしているところです。

石川委員：

5 ページの栄っこ宣言の推進事業についてです。一番最後に、今回初めて私は見たと思うのですが、町内各幼稚園、保育園等への周知となっています。これは何か具体的に。

鳥羽学校教育課長：

文書で、栄っこ宣言とその趣旨などを、幼稚園、保育園に送付したいと思います。それと、A3 ぐらいの栄っこ宣言のものがあるんですけども、それを各幼稚園、保育園の方にお配りして、できれば掲示していただくようお願いしたいな、と思っております。町内の幼稚園、保育園全てが栄町民の園児さんではありませんけども、栄町にあるということで、ご協力をお願いしていきたくというように考えております。

石川委員：

とてもいい事だと思いました。それとですね、12 ページの特別支援の教育の推進の中で、「ライフサポートファイル、ドラムファイル」の作成というのがありますけれども、これ、「幼・保・小・中と連携して、一貫した支援を行います。」となっていますが、子育て支援センターと連携して保育園・幼稚園入園前から、できることなら生まれてからサポートしていけると適切な対応につながるのではないのでしょうか。

鳥羽学校教育課長：

実はドラムファイルは、私が課長になる前、指導主事の時に福祉・子ども課と一緒に作ったんです。そのあと、福祉・子ども課の方も、幼稚園や保育園も含めて周知をしていただいているところなんですけど、まだまだ十分広がってはいないと思います。学校の方ではそのファイルをみていただいて、特別な支援が必要なお子さんには、個別の指導計画や教育進行計画を作る、作成する一つのものにさせていただき、学校でも使えるような様式になっていますので、使っているというのが現状です。まだまだ周知が十分じゃないので、福祉・子ども課にもお願いして、広がっていくようにしたいと思っています。

石川委員：

別冊の指導の充実の方の4 ページの一番下の小中学校の連携というのがございすね。小中学校の相互のというのはできていると思うんですけど、小学校間の交流事業というのはやはりこのコロナ禍でもっとできなくなっていたのではないかなと思うので、令和4 年度、形を発展させてやっていけたらよいかなと思いました。以上です。

鳥羽学校教育課長：

逆にですね、今年度も取り組みがあったんですけれども、竜角寺台小と安食台小で、オンラインで学校間を結んで6年生が意見交換の学習をしたと。その学校の自慢とかしたということがあります。なので、今直接会えない状況ですけども、そういった取り組みもできていますので、こういったものを広げていきたいなと考えております。

石川委員：

なるほど。結局、機器を十分活用してできたことということなんですね。よいことだと思います。以上です、ありがとうございます。

中島委員：

教育プランの10ページになりますけども、中学生の海外派遣、今年は大丈夫ですか。

鳥羽学校教育課長：

まだ今年度、日本食研の大沢会長さんにご相談をしていないので、現状はコロナの様子をみてできれば、というふうには考えているところですが、またそういうような今治市さんの状況とかもお聞きして、検討していきたいと考えております。

中島委員：

オーストラリアはテニスのジョコビッチが締め出されたり、厳しいから、かなり大変かなと。

藤ヶ崎教育長：

外国人客の受け入れはスタートしたようなんですけども、国としての問題であって、今度我々が行くのは家庭なものですから、家庭の方がどうかっていうところなんですね。個人個人がね。なんとか今治市さんとは協議をしながら進む方向で行きたいなと思っております。

中島委員：

はい、わかりました。

濱田委員：

同じ冊子の隣の9ページなんですけど、英語検定助成事業のところでその下の行に英検の受験機会を3回に増やした。これは1年に3回。3年の間に3回ですか。

鳥羽学校教育課長：

1年の間に3回受験できますので、そこで1回は補助をします。

濱田委員：

わかりました。ありがとうございます。

中島委員：

これは従来通りですね。

鳥羽学校教育課長：

はい。そうです。昨年度は3回出しています。

藤ヶ崎教育長：

令和3年度から、6月の検定も含めるようになりまして、それまでは6月は飛ばして、10月と2月かなんかで3回のうち2回でしか受験できなかったんですけども、今年度から3回受験できるようになりました。

大久保委員：

チャンスが増えたということですね。

《審議結果》

承認

議案第5号 ふれあいプラザさかえ個別施設計画の改定について

稲葉生涯学習課長：

議案第5号、ふれあいプラザさかえ個別施設計画の改定について提案理由及び内容についてご説明いたします。

提案理由ですが、平成29年8月に策定した、ふれあいプラザさかえ個別施設計画の計画期間が令和8年度までであり、現状の課題を踏まえ令和4年度以降の実施計画を見直すことについて、栄町教育委員会行政組織規則第7号第6条の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

内容についてですが、今申し上げましたように、ふれあいプラザさかえ個別施設計画は平成29年8月に策定したのですが、平成29年3月に策定し、本年3月に一部改訂します「栄町公共施設等総合管理計画」を踏まえまして、ふれあいプラザさかえ施設の長寿命化などに係る具体的な対応方針や取り組み方針を定めたものです。

今回、計画期間が令和8年度までありますが、現状の課題を踏まえまして、令和4年度以降の実施計画を見直すものです。

計画の変更部分ですが、計画内の赤字部分が修正した箇所になります。1つとして、

計画の中の「栄町公共施設等総合管理計画」の引用部分を修正しました。

また、2ページになりますが、「第2章 計画の対象施設と期間」について、平成29年度に増築した「キッズランド」を対象施設に追加してございます。

続きまして、11ページ「第5章 施設の現状と課題」というところで、こちらの課題を修正させて、次のページに向かって赤字の部分が修正してございます。

16ページを見ていただきますと、「6-2 長寿命化の実施計画」を修正いたしました。本計画では、計画対象施設である「文化ホール」等の今後の利用方針として、現状の利用形態を維持するための改修内容で計画したものでございます。ただし、今後文化ホール等の利用方針を見直していく必要があります、利用方針が変われば、その時点で本計画も改訂していきたいと考えております。なお、この計画につきましては明日24日の町政策会議に本計画を付議する予定でございます。よろしくご審議ください。

大久保委員：

ふれあいプラザさかえはいつできたのですか。

稲葉生涯学習課長：

平成6年です。2ページを見てもらえると、施設の概要があるのですが、ふれあいセンター、文化ホールと悠遊亭については平成6年。大きな工事として22年、26年と書いてあるんですが、キッズランドが平成29年。もう30年近くになりますので、改修の計画を立てていかなければいけないところでございます。

石川委員：

前回、前々回くらいに、電波法の改正で、ふれあいプラザさかえの音響施設を変えるのにとってもお金がかかるというお話がありましたよね。その改正がコロナでちょっと延びた、ということを抑っていましたよね。それは何か動きとかあったのですか。

稲葉生涯学習課長：

16ページの令和4年度以降のところ、令和4年度として文化ホールの舞台設備の音響設備①と、令和5年度で音響設備②という形で載っていますけども、先ほど言いました電波法の改正で本来であれば今年の10月以降は今のものを変えて新しいものにしないとだめなんですけども、コロナの関係もありまして、その施工日が2年間延びましたので、実質まだ2年ちょっとは今の状態で使えるんですが、一応計画としては、令和4年度にその電波法に関するマイクとか受信機の方を直す費用として、こちらの786万円を計画し、それ以降他の音響設備の方も、もう25年以上経っていますので、その分を直す費用としてこちらの方が4千600万円という数字を一応計上しているところでございます。

石川委員：

ということは、お話ずれてしまうかもしれないのですが、この財源というのは国からとかの補助とかも考えられるのでしょうか。

稲葉生涯学習課長：

今のところ、そういう文化施設のホールとかについての国の方の補助制度は無いです。

石川委員：

無いんですか。

稲葉生涯学習課長：

先程もちょっと申しましたけども、今人口の方も減っている状態で、元々が5万人構想で建てたホールということで、今使ってる住民の方ももちろんいっぱいいらっしゃるんで、人口が減る中で、今後の利用方針を考えていく中で、今の形態のままでいいのか、もう少し縮小した形での使い勝手というのもいろいろ考えていく中で、また計画も変わってくるのかなと思います。

石川委員：

わかりました。ありがとうございました。

《審議結果》

承認

議案第6号 スポーツ施設個別施設計画の策定について

稲葉生涯学習課長：

議案第6号、スポーツ施設個別施設計画の策定について、提案理由及び内容についてご説明いたします。

まず提案理由ですが、栄町公共施設等総合管理計画を踏まえ、スポーツ施設の現状の課題を整理し、取り組み方策を定めることについて、栄町教育委員会行政組織規則第7条第6号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

内容についてですが、このスポーツ施設個別施設計画を新たに策定することなんですけど、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、各インフラの管理者である各地方公共団体は令和2年度までに個別施設毎の長寿命化計画を策定することとされており、今回、1年遅れではありますが、栄町としてのスポーツ施設の個別計画を

策定するものです。なお、令和３年４月時点の公立社会教育施設の管理者における計画の策定率は７６％にまだ留まっている状況です。今回町の方では策定したいということでございます。

計画の方の１ページをご覧ください。計画策定の目的ですが、平成２９年３月に策定し、本年３月に一部改訂する「栄町公共施設等総合管理計画」を踏まえまして、栄町体育施設の長寿命化などに係る具体的な対応方針や取り組み方策を定めるものです。

計画の構成ですが、表紙の裏の目次をご覧ください。第１章として、スポーツ施設個別施設計画の策定趣旨。第２章として、取と組みの方向性と方策。第３章として、対策の優先順位の考え方。第４章として、施設の現状と課題。第５章として、対策内容と実施時期となっています。

１ページ目の１の４、計画期間ですが、令和４年度から令和１３年度までの１０年間で計画してございます。

９ページからの第４章、施設の現状と課題を踏まえまして、この後に各施設のいろいろな現状と課題を載せまして、１７ページからの５の２、実施計画で各年度の改修内容、事業費を計画しています。ちなみに本計画も、明日２４日の町政策会議に付議する予定でございます。よろしくご審議ください。

《審議結果》

承 認

議案第７号 栄町スポーツ推進委員の委嘱について

稲葉生涯学習課長：

議案第７号、栄町スポーツ推進委員の委嘱について、提案理由及び内容についてご説明いたします。

提案理由ですが、スポーツ基本法第３２条第１項の規定により栄町スポーツ推進委員に別紙の者を委嘱することについて、栄町教育委員会行政組織規則第７条第１２号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

内容についてですが、まず、スポーツ推進委員は、スポーツ基本法の第３２条で規定され、スポーツの推進のための事業を実施し、スポーツに関する指導、助言を行うもので、栄町では、軽スポーツ教室や体力調査会、子どもスポーツ大会などを企画・実施していただいております。

栄町スポーツ推進委員に関する規則の規定では、定数１２名となっており、今回別紙にございますが、再任の１０名と新任の２名で合計１２名となります。

再任の１０名の方につきましては、ご本人より再任の意志確認を受け、また新任の２名は現職の委員から推薦があり、ご本人の承諾を受けています。

宮永亜希さんは、現在、バレーボールのマミーズで活動されており、また霜田友香

里さんは、現在、ソフトバレーボールの若葉クラブの代表をしています。任期は2年となります。よろしくご審議ください。

《審議結果》

承認

議案第8号 地域学校協働活動推進員の委嘱について

稲葉生涯学習課長：

議案第8号、地域学校協働活動推進員の委嘱について、提案理由及び内容についてご説明いたします。

提案理由ですが、地域学校協働活動推進員設置要項第5条の規定により、地域学校協働活動推進員に別紙の者を委嘱することについて、栄町教育委員会行政組織規則第7条第12号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

内容についてですが、地域学校協働活動推進員、いわゆる地域コーディネーターは、社会教育法第9条の7に規定され、地域学校協働活動に関し、教育委員会に協力し、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域住民等に対して助言、援助を行うこととされています。

当該学区の地域学校協働本部からの推薦を受け、教育委員会が委嘱を行うものでございます。安食小学校地域学校協働本部から内藤妙子さん、布鎌小から中澤一夫さん、安食台小から金子崇さん、竜角寺台小から堀幸夫さんの推薦がありました。

共に、各小学校区のふれあい推進員で、令和3年度はコロナ禍で一部実施できませんでしたが、放課後ふれあい教室及びキャンプ、花植え、見守り活動等を行っています。よろしくご審議ください。

《審議結果》

承認

議案第9号 栄町青少年相談員の推薦について

稲葉生涯学習課長：

議案第9号、栄町青少年相談員の推薦について、提案理由及び内容についてご説明いたします。

提案理由ですが、千葉県青少年相談員設置要項第7条第1項の規定により、市町村長が推薦することとなっていることから、栄町青少年相談員に別紙の者を推薦することについて、栄町教育委員会行政組織規則第7条第12号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

内容についてですが、青少年相談員は、青少年の健全育成を目的に、さまざまなイベントを開催しており、栄町におきましては、なぞときアドベンチャーや子どもスポーツ大会の企画・実施、またドラム自然楽校への協力や成人式でのフォトスポット設営などを行っております。

栄町青少年相談員設置要綱の４の（１）の規定において、自治組織の代表者からの推薦と、栄町教育委員会からの推薦により、町及び県が委嘱することとなっております。今回、２９名が各自治組織の代表者からの推薦で、１名が栄町教育委員会からの推薦の計３０名となっております。内１４名が再任となります。自治組織の代表者からの推薦だけでは３０名にならず、今回、現職の相談員の推薦があり、栄町消防職員である安食地区の加藤氏を教育委員会から推薦いたしました。こちらの青少年相談員につきましては、任期は３年になります。よろしくご審議ください。

《審議結果》

承認

議案第１０号 認定文化財ガイドの認定について

稲葉生涯学習課長：

議案第１０号、認定文化財ガイドの認定について、提案理由及び内容についてご説明いたします。

提案理由ですが、「栄町文化財サポーター活動支援事業実施要項」により、認定文化財ガイドに別紙の者を認定することについて、栄町教育委員会行政組織規則第７条第２５号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

内容についてですが、「栄町文化財サポーター活動支援事業実施要項」で、文化財サポーター等の中から幹事会の意見を経て、栄町教育委員会が認定するという規定になっておりまして、１６日に開催した幹事会で別紙２名が承認されました。今回、新たに、宮本和則さんと中澤一夫さんの２名を文化財ガイドとして認定し、別紙の下の名簿にあります令和３年度文化財ガイド１６名と合わせ、合計１８名で活動していただきたいと考えております。

町では、文化財ガイドを育成し、文化財公開事業等の際の説明員として活躍していただきます。計画上では２０名まで増やす予定で、研修等を今後も実施していきます。

今回の２名は、町文化財審議会委員、町史編さん委員会委員であり、ガイドとして必要な知識や技能を有している方でございます。よろしくご審議ください。

《審議結果》

承認

議案第 1 1 号 令和 4 年度栄町社会教育関係団体の認定について

稲葉生涯学習課長：

議案第 1 1 号、令和 4 年度栄町社会教育関係団体の認定について、提案理由及び内容についてご説明いたします。

提案理由ですが、栄町社会教育団体の認定に関する規則第 4 条の規定により、別紙の団体を、社会教育団体として認定することについて、栄町教育委員会行政組織規則第 7 条第 2 5 号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものでございます。

内容についてですが、「社会教育団体」の認定は、栄町社会教育団体の認定に関する規則第 4 条の規定で社会教育委員の意見を聴き、教育委員会がこれを行う。とありまして、令和 4 年 3 月 2 0 日までの書面による栄町社会教育委員会議での意見を聴取し、また、栄町社会教育団体の認定に関する規則第 2 条の認定要件を満たしているかを確認しました。その要件とは、社会教育事業を計画的かつ継続的に実施でき、その事業の成果が十分に期待できるもの、ということでございます。こちらの方も確認させていただきました。かつ社会教育法第 2 3 条の規定に抵触しない。その規定とは、もっぱら営利を目的に事業を行わない。また特定の政党の利害に関する事業を行わない、ということで、そちらについても確認してございます。

以上の確認を行いまして、問題のない 5 団体の認定を行うものです。認定期間は 1 年で、今回、昨年と同じ 5 団体です。よろしくご審議ください。

《審議結果》

承認

議案第 1 2 号 教育功労者の感謝状について

秘密会

《審議結果》

承認

議案第 1 3 号 令和 3 年度末教職員人事異動について

秘密会

《審議結果》

承認

議案第14号 令和3年度要保護及び準要保護児童生徒の追加認定について

秘密会

《審議結果》

否決

7 その他

磯岡教育総務課長：

教育総務課からは行事予定表をご覧ください。

4月13日水曜日に教育委員の勉強会を予定しております。27日の水曜日に教育委員会会議定例会を予定しております。5月につきましては、勉強会を5月11日、定例会を5月25日水曜日に予定しておるところでございます。私からは以上です。

鳥羽学校教育課長：

学校教育課から報告をします。

始めに教育長からもありました、3月22日現在の新型コロナウイルス感染状況についてです。全校の臨時休業は、栄中学校と布鎌小学校、安食台小学校でそれぞれ1日行いました。学年閉鎖を行った学校は2校で3学年。安食小学校で1日が1学年と2日間が1学年の計2学年。栄中学校で、2日間が1学年でした。学級閉鎖を行った学校は、5校で延べ15学級でした。学年に1学級の、いわゆる単学級の場合は本来、学年閉鎖ということですが、学級閉鎖と計上しています。内訳は、安食小学校で、2日間が2学級。布鎌小学校で、1日が4学級、2日間が3学級、4日間が2学級。安食台小学校で、2日間が1学級。竜角寺台小学校で、2日間が2学級。栄中学校で、3日間が1学級でした。

児童生徒教職員の感染者の状況は、安食小学校で、児童33名、教職員3名。布鎌小学校で、児童17名、教職員6名。安食台小学校で、児童2名、教職員4名。竜角寺台小学校で、児童2名、教職員1名。栄中学校で、生徒11名、教職員1名。合計、小学生54名、中学生11名、教職員15名でした。

学校の臨時休業や学年閉鎖、学級閉鎖の判断については、保健所の業務がひっ迫しているため、各校の学校医の指導・助言をいただきながら、濃厚接触者の指定までの期間や感染拡大防止のための期間として、学校・教育委員会で協議し、実施しているところです。

オミクロン株が広がってからは、重症化する者こそいませんが、感染力は非常に高く、多くの児童生徒教職員が罹患し、臨時休業が行われたという状況です。

こういった中においても、学校では、「3密の回避」、「マスクの着用」及び「手洗

いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を継続し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、安全安心な学校生活を送ることができるようにしてきました。教科指導・学校行事についても、実施方法を工夫し、感染症対策を徹底して行いながら実施してきました。先日の卒業式では、ご来賓の皆様には参加を見合わせていただくこととしましたが、各校とも、規模や状況に応じ、児童生徒の最後の門出にふさわしい式を実施していただいたと聞いています。先程、濱田委員さんからもお話があった通りというふうに考えております。

4月の入学式についても、引き続き感染症対策を行う関係で、誠に申し訳ございませんが、卒業式同様、ご来賓の皆様の参加は見合わせて実施するよう考えておりますので、ご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。コロナ関係は以上です。

次に学校の臨時休業中のオンライン学習等の状況についてお知らせします。現在、町で整備した全児童生徒用タブレットを活用し、全ての学校で、学校の授業での活用はもとより、家庭でのオンライン学習も実施できるようにしており、今回の臨時休業においても、各校でオンライン学習に取り組んでいただいているところです。具体的には、一つとして、同時双方向型のウェブ会議システムを活用した一人一人の健康観察や学習指導。

二つとして、従来型の紙媒体などによる学習を行い、その進捗の確認や答え合わせなどを行う学習。

三つとして、タブレットにインストールしたドリルによる個別学習。

四つとして、デジタル教科書やデジタル教材、学校で作成した学習教材などを活用した学習指導。

五つとして、様々な学習動画を活用した学習指導。などを行っているところです。

町内全ての学級担任が、これらの取り組みが実施できるようになっています。また、担任が家族の体調不良等で在宅勤務となった場合に、担任の自宅から児童生徒の自宅に向けたオンライン学習を実施したり、濃厚接触者となり欠席している児童生徒の自宅と学校の教室を結んだオンライン学習指導等も行ったりしているところです。先程濱田委員さんからご紹介いただいたように、行事の中でも、卒業式でそのような取り組みをしているということですが、様々な場面で活用しているということです。町で整備した機器を十二分に活用し、取り組んでいただいているところです。

次に、先ほど教育長からお話がありました、新聞記事についてです。先日千葉日報社からの取材を受け、3月21日付掲載されました記事についてご報告します。

3月3日に千葉日報の成田支局の記者さんからご連絡があり、「千葉特報部」というコーナーで、読者から質問を受け、記者がその読者に代わり取材を行うものがあり、その中で、栄町在住の読者から「子どもの食が細いので心配をしている。栄町の食事指導について詳しく知りたい」という内容の問い合わせがあったため、取材を行いたいとの申し出があり、3月7日に取材を受けました。新聞記事の裏面に「千葉特報部・千葉特」という中身が書いてあります。先ほど言った通り、電話やFAXで投稿した

栄町の保護者様がいて、そこで取材があり記事になったということです。

取材の内容については、「栄町の小中学校での給食を通じた食育の内容、どのように子どもたちに育ってほしいかの目標」、「完食による表彰制度があると聞いたが、対象学年や内容について、また、そのねらいについて。また、それにより、食べることが苦手な子どもたちにとってはプレッシャーになってしまうのではとの心配も聞かれるが、これに対する受け止めと対策、今後の検討」ということでした。主な視点は、「完食による表彰制度があると、児童がプレッシャーになってしまうのでは」というようなことでした。取材には、給食センターの栄養士と対応し、国の「食に関する指導」に基づいた指導を行う中で、児童生徒一人一人が、栄養バランスを考え、栄養摂取基準に基づいた量を食し、心身ともに健やかに成長することを大切に、学校の教職員とも連携して指導を行っていることについて説明を行いました。後日、回答内容を確認し、教育委員会で協議し、「教育委員会には直接ご意見は届いていないが、保護者から心配されている事業となっているため、完食賞については、次年度からは実施しないこと」について担当記者宛て連絡をしました。以上が経緯となります。それでこのような記事になったということです。内容としては、先程の、完食による表彰制度についての内容が主になっているということでございます。以上が千葉日報社の記事についてです。

最後に、もう1点、マスコミ関連ですが、以前もお伝えした、栄中学校生徒のライトブルー賞の受賞についてですが、3月25日号の北総よみうり社に掲載されることとなりましたので、ご覧いただきますようお願いいたします。

明日は、学校として最後の1日、修了式となります。学校では、この1年、コロナ禍の中、様々な制約がある中でも「新しい生活様式」における学校の在り方を模索し、行事の精選や学習指導、タブレットを活用した学習指導の在り方などを進めてきていただきました。オミクロン株の流行により、3学期からは感染のスピードが強く、各校・教育委員会ともに対応に苦慮してきたところですが、明日は落ち着いた中で、最後の締めくくりの1日を終わることができるのではないかと考えております。教育委員の皆様方には、この1年間、学校教育課の取り組み、及び各校の取り組みに多大なるご支援とご協力をいただき誠にありがとうございました。コロナ禍の中で、学校訪問や卒業式等各行事への参加を見合わせていただくなど、ご理解ご協力をいただきありがとうございました。次年度こそは、コロナも収束し、委員の皆様は学校の様子を子供たちの頑張っている姿を直に見ていただくことができれば幸いと考えております。また引き続き、栄町の児童生徒の学力向上と健全育成に、お力添えいただきますようよろしくお願いいたします。以上、学校教育課からの報告とさせていただきます。

稲葉生涯学習課長：

お手元の方に生涯学習課報告事項ということで、A4の紙一枚を見ていただければと思います。

まず1番、4月の開催事業の案内についてですが、本日議決いただきました、「スポーツ推進委員」の委嘱式と総会を2日に、「青少年相談員」の委嘱式を9日にふれあいプラザさかえで行います。また、ふれあいプラザさかえ利用サークル連絡会の総会が9日にふれあいプラザさかえで行われます。軽スポーツ教室が16日に安食小体育館で、ボッチャを行う予定となっています。さかえオープンゴルフが20日に成田ヒルズカントリークラブで行われます。青少年相談員の総会が29日にふれあいプラザさかえで行われます。

続きまして2番目の図書室購入図書（3月分）についてですが、一般書27冊、児童書10冊となります。4月号広報で新着図書を紹介していますので、4月1日の広報が出ましたらご覧いただければと思います。

3番目、連絡事項ですが、3月21日までのまん延防止重点措置の適用延長の対応としまして、延長前の対応と変更なく、スポーツ施設に関して、学校体育館、グラウンド及び酒直、北辺田町民体育館の利用を停止しました。その関係としまして、栄町歴史講座③の開催日が3月13日から3月20日に変更し、3月19日に予定していました「さかえまちサッカー交流会」が中止となりました。まん延防止重点措置解除後の22日からの対応としましては、スポーツ施設に関して、学校体育館、グラウンド及び酒直、北辺田町民体育館の通常の利用を可能とし、午後10時まで利用できます。ただし、定期利用団体のみと指定させていただいて、また、学校施設におきましては、入学式関係等、学校事業で4月中旬まで開放事業での利用はできません。水と緑の運動広場等の利用は通常通りで、ふれあいプラザの利用は解除前と変更なく、ふれあいセンターの時間の制限はございません。9時までやっております。定員の方は50%の利用制限とさせていただいて、感染拡大防止対策は継続します。文化ホールはワクチン接種のため、一般利用はできません。一応9月いっぱいまでワクチン接種の予定となっております。また、悠遊亭につきましては行政の事業のみの利用とし、一般利用はできません。今後、栄町の感染状況や国・県の対処方針通知により対応を変更する場合がありますので、ご了解いただければと思います。以上報告といたします。

由井給食センター施設長：

給食センターから報告いたします。本日をもちまして給食が終了いたしました。来年度の給食につきましては、4月8日から始まりまして、来年の3月23日まで計192回実施予定となっております。

4月からは栄養士が変わりまして、新たな栄養士が着任することになります。それに伴いまして6月頃から新たな栄養士が献立を立てることになり本年度と違ったメニューになっていくと思われます。

4月の献立表をご覧ください。14日木曜日の主食はトースト、21日木曜日の主食はパン、28日木曜日の主食はペンネとなっています。令和4年度につきましても令和3年度と同様に毎週木曜日は、パンもしくはメン類の日として、それ以外の日はご

飯を主食として提供していきたいと思っておりますけれども、今小麦がすごく高くなっているということで、ちょっと苦しいかなという状況でございます。食品全体が値上がりしているということもありますけれども、特に小麦があがっている状況でございます。

2月の教育委員会議以降にコロナウイルス感染症によりまして、小学校において学校閉鎖、学級閉鎖などがありましたが、牛乳は納品されたものを後日使うなどして調整し、また閉鎖になった児童分の給食を各クラスや各学校に配分して、食材としての廃棄を行わないようにいたしました。今後も急遽学級閉鎖など起こることが想定されますのでその際には今回と同様に対応していきたいと考えております。今年度は皆様のご協力、お力添え、ありがとうございました。給食センターからは以上です。

濱田委員：

令和4年4月の教育委員会行事予定表の備考のところの、「教育委員出席」と書いてあるところは、これ委員出席でしょうか。

磯岡教育総身課長：

6日の校長会議ですが、こちらにつきましては教育委員さんの出席をお願いしたいと思います。また改めて出欠の確認は取らせていただきます。それと26日の栄町教育振興会のふれあいプラザさかえ大会議室で行います総会、全体会、こちらの方も出席のお願い依頼を後日メール等で送りますので、その際はよろしくお願いします。

濱田委員：

はい。ありがとうございます。

8 教育長閉会宣言

以上，会議の顛末を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

教 育 長 藤ヶ崎 功

会議録署名委員 大久保 雅從